

外国人 Traveling Fellow の受け入れに関する申し合わせ

- 1 本申し合わせは、国際委員会内規第2条（2）に基づき、外国人 Traveling Fellow の受け入れについて定めるものである。
- 2 外国人 Traveling Fellow は原則として受け入れ施設で対応する。
- 3 滞在期間中の学術集会、地方会学術集会などには積極的に参加し、本医学会会員との交流を深めるものとする。
- 4 国際委員会の担当理事及び委員長は、外国人 Traveling Fellow の訪問を受けることができる。（義務とはしない。）
- 5 第3項の学術集会などへの出席費用（実費）は、本人の出席希望と研修担当責任者の推薦（書式による）により、国際委員会の担当理事及び委員長の判断で本医学会から支出することができる。なお、支出の上限は5万円とする。
- 6 認定証書は、第4項の場合は国際委員会の担当理事又は委員長、その他の場合は研修施設の担当者によって授与される。

附 則

本申し合わせは、平成13年11月17日より施行する。
令和6年9月28日より施行する。